

：；（参考様式1－2）

## 事前点検シート

ふりがな 計画主体名	ふつつし 富津市	ふりがな 活性化計画名	ふつつちくかっせいかけいかく 富津地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和8年度～令和12年度 令和8年度	総事業費（交付金）	534,150千円（227,367千円） (税抜き：206,695千円)
活性化計画目標	滞在人口の増加 7,891人/年 地域産物の販売額の増加 21,872千円/年 イベントの開催件数 1回/年	事業活用活性化計画目標	滞在・交流促進に伴う地域産物の販売強化 滞在人口の増加 7,891人/年 地域産物の販売額の増加 21,872千円/年 イベントの開催件数 1回/年

計画主体 確認の日付	令和8年 2月 10日	農林水産省 確認の日付	令和8年 2月 12日
------------	-------------	-------------	-------------

### 1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	✓	✓	計画目標は滞在人口の増加に資する内容で、目標及び事業活性化計画目標が、農山漁村の活性化のために定住・交流の促進、所得向上や雇用の増大等に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合している。また活性化計画目標と事業活用活性化計画目標ではどちらも交流を目標としていて整合が取れている。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	✓	✓	海洋体験プログラムの提供、地域の伝統食の提供、地域水産物の販売、地域の農山漁村資源のプロモーション、域内周遊のハブ機能等目標達成のため、妥当な事業構成としている。

	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	✓	✓	滞在人口の増加や地域産物の販売額の増加を図ろうとしていることから整合が取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	✓	✓	新規事業のため実施中ではない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	✓	✓	第1・2期富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016～2024）に観光客の増加による観光の振興が位置付けられており、第3期富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2025～2028）でも引き続き継承される予定である。そのため滞在人口の増加を目指す本計画と関連性があり、連携が図られる。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。  活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	✓	✓	富津漁業協同組合の理事会にて報告し、合意形成を図っている。  活性化計画の策定にあたっては、富津漁業協同組合の婦人部が参加している。
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	✓	✓	事業の推進体制については、千葉県地域水産業再生委員会の内、内湾部会において計画主体、実施主体、関係農林漁業者等での推進体制が確立されている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。  農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	✓	✓	潮干狩り施設の新設に伴い、地域産物を活用したレストランや直売施設の整備を行い機能強化を図るとともに、地域の他の農山漁村資源との連携や水産物の販路開拓・高付加価値化等につなげることによって滞在人口の増加と地域産物の販売額の増加を図り活性化を目指す。  該当なし

1-7	計画期間・実施期間は適切か。	✓	✓	潮干狩りオフシーズンに早期解体、建て替え工事を行うため工期としても適切である。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	✓	✓	特別地域内工作物の新築許可申請については、令和8年2月末までには許可が下りる予定である。また、潮干狩り場操業届については毎年届け出るものである。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	✓	✓	限度額は、事業費×1/2 である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	✓	✓	当該活性化区域には、市街地を形成している区域はない。また、当該地区は漁業センサスの対象となる地域である。

## 2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	✓	✓	今回新規に取り組む事業である。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。	✓	✓	水産団体補助事業の検査を行う県、市において、設計・施工等における検査体制が確立されている。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる⑬の都市農山漁村総合交流促進施設、⑭の地域資源活用交流促進施設、⑮の地域連携販売力強化施設、⑯の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、⑰の教養文化・知識習得施設、⑱の地域資源活用起業支援施設及び⑲の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法	✓	✓	建築基準法等の法令に基づき設計する。

	(昭和 25 年法律第 201 号) その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。			
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。	—	—	該当なし。
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記 3 に定める基準を満たしているか。	—	—	該当なし。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか。	✓	✓	建物の構造が鉄骨造 2 階のため、耐用年数は 31 年である。
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。	△	△	
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業）費用対効果算定要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3018 号）により適切に行われているか）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）	✓	✓	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業）費用対効果算定要領により適切に実施している。
	上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	✓	✓	農林水産物販売促進効果の算定結果が 3.19 であるため、1.0 以上である。
	実施要領別記 3 の別表 2 の事業メニュー欄に掲げる⑬自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。	—	—	該当なし。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記 3 に定める要件等を満たしているか。	✓	✓	事業主体は漁業協同組合である。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	✓	✓	漁業協同組合が主体となって、地域産業である漁業と、地域資源である海を活用した観光業を組み合わせることにより、地域間交

				流の促進を図るものであり、個人に対するものではない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	✓	✓	市の統計調査及び漁協に聞き取り調査を実施し滞在人口を設置している。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	✓	✓	近隣市町村や漁協施設の利用状況を参考とし、運営計画を立てている。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	✓	✓	利用対象者は富津市を訪れる観光客を中心に考えており、利用時期は年間を通じての利用を考えている。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	✓	✓	近隣の観光施設、商業施設、飲食店と連携し集客に勤め、当事業を有効的なものとする。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。	✓	✓	当地区の地域産物の販売をPRし、地元の食材を購入してもらうことにより、地域産物をブランド化していくために必要な施設である。また、富津市の海と、人と、暮らしに出会う拠点になる施設でもある。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	✓	✓	施設の利用に関しては、潮干狩りシーズンに多くの女性客に来場頂いており女性向けの商品販売に勤める。 運営に当たっては、漁業協同組合婦人部との連携を図ることで女性の参加を促進するものである。
2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	✓	✓	施設構造等により概算事業費を算出しており、過大な積算とはなっていない。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	✓	✓	目標を達成するために、設計事務所との協議を繰り返し行い、低成本でより良いものをつくる努力をしている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。	✓	✓	附帯施設は建物の設置上必要なものであり適正である。

	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	備品は交付対象としていないため適正である。
	既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費を計上していないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	既存施設の取り壊し及び撤去にかかる経費は計上していない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	富津漁港に隣接しているため農林漁業者にとっての利便性は高い。また、潮干狩場の駐車場がしっかりと確保されており、地区内外からの利便性も高い。さらに、海沿いに位置しているなど景観面においても適正な立地条件である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	市有地を利用し整備するため、用地の確保はされている。普通財産賃借契約書の貸付期間は固定資産の評価替え（3年に1回）に伴い、金額を見直している為、令和10年3月31日までと設定をしている。令和10年4月1日以降についても改めて契約する予定である。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記3に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	—	—	該当なし。
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。  実施要領別記3の別表2の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑭農林水産物処理加工施設及び⑮農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のIIのII-1の第2の4の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500m <sup>2</sup> 以内か（既存施設は除く）。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	延床面積 1355.56 m <sup>2</sup> である。

	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m <sup>2</sup> 当たり 29 万円以内であるか（既存施設については、1,500 m <sup>2</sup> 以内の交付算定額となっているか）。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	レストランコーナー：146.07 m <sup>2</sup> ×29 万=42,360,300 円 地域産物直売施設：34.68 m <sup>2</sup> ×29 万=10,057,200 円 潮干狩り休憩所：1174.81 m <sup>2</sup> ×29 万=340,694,900 円 1 m <sup>2</sup> 当たり 29 万円以内である。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。  地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	当該施設では、富津漁港で水揚げされた水産物や、地元産農作物を主に取り扱う計画となっている。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	水産物の販路を拡大し漁業経営者の所得向上を目指すための施設である。また地元水産物を対象とするため、地産地消の促進にも寄与する。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	通年稼働であり、継続的な雇用と所得を生み出すことの出来る施設である。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	隣接する水産加工施設と連携し、地域水産物及び農水産加工品を販売する予定である。また、施設の構想段階から漁協女性職員や婦人部の意見を取り入れている。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	県、市からも助成金を出す予定であり、富津漁業協同組合の負担が軽減されており、漁協の資金計画で検討されている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	一般競争入札により、適切に行う。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。  維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか。）。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	管理運営主体にて資金計画について充分検討・調整を行っている。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	収支計画は策定済みであり、千葉県団体指導課に条例検査にて検査されており、適正であると判断されている。

2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	—	—	該当なし。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか (ある場合には、事業名を記載すること。)。	—	—	該当なし。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	—	—	該当なし。
2-22	他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	—	—	該当なし。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村發イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農山村振興局長通知）別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。	✓	✓	中間山地域ルネッサンス事業の対象事業である。

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。